

関係官庁への移転に関する届出一覧表



オフィスの移転をワンストップで徹底サポート
株式会社
リアライズフロンティア

手続き先	手続き内容	窓口	添付書類	期限
法務局（登記所）	(1) 本店移転 本店移転登記申請書	旧所轄登記所 商業法人係	取締役会議事録 または株主総会議事録取締役議事録	移転から2週間以内
	(2) 支店移転 支店移転登記申請書	旧所轄登記所 商業法人係	取締役会議事録	移転から3週間以内
税務署	事業年度、納税地、その他変更異動届書、 本店移転登記申請書	新・旧納税地所轄税務署	移転手続完了後の登記簿謄本	移転後、速やかに
	給与支払事業所等の開設・移転・廃止届書	新・旧納税地所轄税務署	登記簿謄本または登記する事項にあっては、 変更の事実を証明できる書類の写し	移転から1ヶ月以内
都道府県税事務所	事業開始等申告書	新・旧税務事務所	登記簿謄本	移転から10日以内
公共職業安定所	雇用保険事業主事業所各種変更届	新所轄事務所適用係	-	変更のあった日から 10 日以内
社会保険事務所	適用事業所在地・名称変更（訂正）届	旧社会保険事務所	各地域で必要な書類が 異なる可能性があります	移転から5日以内
労働基準監督署	労働保険名称／所在地等変更届	●同一管轄内での移転場合 その所轄監督署 ●同県内での管轄外へ移転の場合 新所轄監督署	-	保険関係が成立した日の翌日から10日以内
	労働保険概算／増加概算／確定保険料申告書、 労働保険関係成立届	●県外への移転場合 旧所轄監督署へ廃止届を提出し 新所轄監督署へ成立届を提出	-	●労働保険確定料申告書は保険関係が消滅した翌日から50日以内 ●労働保険概算申告書は保険関係が成立した翌日から50日以内 ●成立届は保険関係が成立した日の翌日から10日以内
	・労働基準法に関するもの。 適用事業報告書（様式23号の2）、その他に就業規則 （変更）届、時間外労働/休日労働に関する協定届	新所轄監督署へ新規として提出	-	移転後、速やかに
	・安全衛生法に関するもの。 安全管理者選任報告(様式第3号)/衛生管理者選任 報告(様式第4号)/産業医選任報告(書式第4号)	新所轄監督署へ新規として提出	免許証の写し（安全管理者以外）	移転後、速やかに
警察署	車庫証明	新所轄警察署	-	-
消防署	防火管理者選任届	新所轄消防署予課	-	移転後、速やかに
郵便局	転居届	旧受持郵便局	-	移転後、速やかに